

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年7月8日

宮崎地方法務局高鍋出張所

登記官 高橋 秀樹

記

意見又は資料の提出先

宮崎市別府町1番1号（〒880-8513）

宮崎地方法務局登記部門 筆界特定室

担当窓口 表題部所有者不明土地解消作業係

連絡先電話番号 （0985）22-5229

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積 (㎡)
3507-2024-000001	児湯郡新富町大字新田字高芝原	1 0 3 6 0 番 3	田	8 3